平成２５年（フ）第５００４号
千葉県市川市大野町２丁目571―501
債務者　菊地　尚親
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５００８号
東京都北区赤羽台１丁目５－７―602
債務者　川崎　圭太
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０１０号
東京都江東区三好３丁目３－４―301
債務者　石原　裕之
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０４１号
千葉県野田市山崎2651―４　野田山崎第二県営住宅１―404
債務者　山浦美保子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５６号
横浜市青葉区柿の木台40番地５　セピアコート柿の木台104
債務者　金子　康弘
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６号
長崎県佐世保市江迎町田ノ元1182番地30、旧住所東京都品川区二葉２丁目４番９号　大建荘Ａ号室
債務者　佐々木宏平
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
長崎県佐世保市若葉町30番62号　若葉ハイツＡ棟103号、旧住所長崎県佐世保市権常寺町1306番地１
債務者　武藤　高義
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
長崎県佐世保市塩浸町383番地
債務者　福田　雄一
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
長崎県佐世保市潮見町１番13―1101号、旧住所長崎県五島市増田町417番地１
債務者　前川　順三
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
長崎県西海市大島町1813番地８　真砂団地Ｋ－３棟106号、旧住所長崎県西海市大島町1531番地
債務者　野中志津香
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第５０２２号
東京都足立区梅田７丁目８－６―102
債務者　青柳アヤ子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２５年（フ）第２９号
盛岡市西青山１丁目12番20号　ヨ号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字向新田114番地１
破産者　西村　　瞳（旧姓田村）
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３号
盛岡市中屋敷町７番９号　クレール102号、住民票上の住所盛岡市中屋敷町７番35―314号
破産者　阿部太一郎
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３８号
盛岡市永井16地割86番地４　ヴィラたかくろＡ―12号、旧住所盛岡市月が丘１丁目28番16号
破産者　小松　　進
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４７号
岩手県八幡平市堀切第５地割24番地１
破産者　伊藤　　修
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１７号
仙台市青葉区花京院１丁目５番25―502号
破産者　秀崎　里芳
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
宮城県岩沼市二木１丁目11番１号
破産者　福田　啓子
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
仙台市太白区向山１丁目４番３―102号、住民票上の住所仙台市太白区秋保町長袋字中原11番地
破産者　山本　倫子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係